

平成31年度 就学援助費の申請受付中！！

～ 自動更新でないため、毎年手続きが必要となります ～

保護者から申請書類の提出がありましたら、すみやかに事務職員にお渡しください。
なお、保護者から学校への申請書類の提出期限は、次のとおりとなっています。

新小学1年生・新中学1年生とその兄弟姉妹 … 提出済（1月31日締切でした）
その他の在校生 … 平成31年2月28日（木）締切



※就学援助についての案内等を保護者に配布しました。申請を希望する旨の申し出がありましたら、事務職員までご連絡ください。なお、締切日が過ぎてからの申請は、要件を満たした場合認定はされますが、認定月及び支給月は遅れる場合があります。

※新入学児童生徒学用品費は3月支給（入学予定年度の前年度3月）の予定です。

申請に関わって、ご不明な点やご相談などありましたら、各校事務職員までお願いします。

確定申告の時期が近付いてきました！！

平成30年分の申告期間は、平成31年2月18日～平成31年3月15日となっています。なお、確定申告に必要な「平成30年分給与所得者の源泉徴収票」は1月中旬に配布済みですので各自ご確認ください。

～ 確定申告で受けることのできる控除とは ～

○医療費控除 … 医療費が年間10万円を超える場合。（セルフメディケーション税制と選択）

○寄付金控除 … 2,000円を超えて寄付した場合。ふるさと納税（ワンストップ特例制度除く）はこの控除に該当します。

○雑損控除 … 台風や地震、火災などの災害、ひったくり、空き巣などの窃盗・盗難、横領などの損害を受けた場合。

などがあります。詳しいことは国税庁ホームページに載っています。不明な点は最寄の税務署または市役所税務室へ問い合わせてください。

子の扶養手当等について

22歳になった年度末には、扶養手当が停止されます。それより前に就職される場合（高校や短大卒業後就職等）や、扶養手当の支給要件がなくなる時は事務職員までご連絡ください。

また22歳の年度末を過ぎても収入が少なく共済組合の被扶養者にしておきたいという場合は、必要書類を添えて申請する必要があります。その場合もご連絡ください。

年休の繰り越しについて

前年の全勤務日数のうち、8割以上勤務した場合、前年の年休残日数（20日を上限）を翌年に繰り越すことができます。

繰り越された年休残日数は、出勤簿の左下の欄に記載されていますので、各自ご確認ください！！

例)

H30年 年休（繰り越し含む） 40日
H30年 年休使用日数 22日
H31年 繰り越し日数 18日

平成										
31年	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
1月	休	休	休		土	日				
11月		土	日	休					土	日
12月	日							土	日	
昨年から繰り越された 年次有給休暇日数										備考

特殊勤務実績簿について

2月分は2月25日（月）締切

すぐにシステム入力し、3月の給与で支給します。必ず提出期限を守ってください。

